

- (7) 砂鍋 素焼きの鍋、土鍋。
- (8) 銅燈蓋 灯油を入れて火を灯す銅製の小皿。
- (9) 銅蓋台 燈蓋と一对の銅製の台か。

2-17-19

国王尚敬の、進貢のため都通事蔡其棟等に付した符文

(雍正八《一七三〇》、十一、二十二)

琉球国中山王尚(敬)、進貢の事の為にす。

切照するに、敵国、世々天朝の隆恩に沐し、貢典に遵依して二年一貢すること、欽遵して案に在り。査するに、雍正八年は乃ち進貢の期に当たれば、特に王舅向克濟・正議大夫蔡文河・使者毛允仁・都通事蔡其棟等を遣わし、表咨を齎捧し、海船二隻に坐駕し、官伴・水梢を率領し、常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運し、両船に分載す。一船は礼字第十八号、煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載す。一船は礼字第十九号、煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載す。前みて福建等处承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴き、聖禧を叩祝せんとす。所抛の差去せる員役は、文憑無ければ、各処の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此れが為に理として合に符文を給発し、以て通行に便ならしむべし。今、王府、礼字第十七号の半印勘合符文

を給し、都通事蔡其棟等に付して収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨官軍の験実に遇えば、即便に放行し、留難して遅慢するを得る母かれ。須らく符文に至るべき者なり。

計開す、京に赴く

正使王舅一員 向克濟 跟伴二十名

副使正議大夫一員 蔡文河 跟伴一十三名

使者一員 毛允仁 跟伴六名

都通事一員 蔡其棟 跟伴六名

在船都通事二員 ①毛日盛 跟伴八名

在船使者四員 ②蔡培 ③明良起 ④毛維翰 跟伴一十六名

存留通事一員 毛如德 跟伴五名

在船通事一員 阮為標 跟伴四名

王舅通事一員 鄭国観 跟伴二名

管船夥長・直庫四員 ⑧金閨 ⑨馬利涉 ⑩阮超陞 司得功

右の符文は都通事蔡其棟等に付し、此れを准ず
雍正八年(一七三〇)十一月二十一日 給す

注(1) 毛日盛 奥間里之子親雲上(『家譜(二)』一〇五頁、金蔵の譜)。

雍正八年の在船都通事。

(2) 明良起 雍正八年の在船使者。

(3) 毛維翰 雍正八年の在船使者。

(4) 向正中 雍正八年の在船使者。『宝案』では雍正三年の在船使者(卷一四)、乾隆十九年の結状では紫巾官(卷三六)として名が

みえる。

- (5) 戴恩光 雍正八年の在船使者。
- (6) 毛如徳 康熙三十七〜雍正十三年（一六九八〜一七三五）。久米村系毛氏四世（与世山家）。和字慶親雲上。康熙六十年に漢字筆者、雍正三年に『中山世譜』の謄筆者を勤め、六年に漢字御右筆主取となり都通事に陞る。康熙五十七年の進貢・接封の管船夥長（総官）、雍正八年の進貢・謝恩の存留通事となる（『家譜（一）』七二頁）。
- (7) 阮為標 生没年不詳。天久里之子親雲上。雍正八年の在船通事。『宝案』では乾隆三年の在船都通事（卷二二）、七年の難民護送船の都通事（卷三二）、乾隆十五年の正議大夫（卷三一）として名がみえる。乾隆十八年冊封のことを報告するため薩摩に赴いている（『世譜』附卷）ほか、雍正七年に記された「督抄宝案記」には「遏達理位 阮為標 天久里之子親雲上」とあり、『宝案』の整理・編集に関ったことがわかる。
- (8) 金聞 康熙四十一〜乾隆二十四年（一七〇二〜五九）。久米村系金氏十一世（阿波連家）。乾隆十六年に都通事に陞る。雍正二年に読書習礼のために福建に赴く。八年の管船夥長となり、乾隆二年には再び読書習礼のために福建に赴いている（『家譜（一）』八二頁）。
- (9) 馬利涉 雍正八年の管船直庫。『宝案』では雍正十・十三年、乾隆三・五年にも管船直庫を務めている。
- (10) 阮超陞 雍正八年の管船夥長。

2-17-20

国王尚敬の、進貢のため存留通事毛如徳等に付した執照（頭号船）（雍正八『一七三〇』、十一、二十一）

琉球国中山王尚（敬）、進貢の事の為にす。

切照するに、敝国、世々天朝の隆恩に沐し、貢典に遵依して二年一次すること、欽遵して案に在り。茲に雍正八年の貢期に当たれば、特に王舅向克濟・正議大夫蔡文河・使者毛允仁・都通事蔡其棟等を遣わし、表咨を齎捧し、海船二隻に坐駕し、官伴・水梢を率領し、常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運し、両船に分載す。一船は礼字第十八号、煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載す。一船は礼字第十九号、煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載す。前みて福建等処承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴き、聖禮を叩祝せんとす。

所抛の差去せる員役は、文憑無ければ、各処の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此れが為に理として合に執照を給発し、以て通行に便ならしむべし。今、王府、礼字第十八号の半印勘合執照を給し、存留通事毛如徳等に付して収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨官軍の験実に遇えば、即便に放行し、留難して遅悞するを得る母かれ。須らく執照に至るべき者なり。

計開す、京に赴く